

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めます。
- 2 この規則は、平成31年4月1日から施行します。